

令和8年草加市議会議会運営委員会要点記録（第11回）

◆開会年月日	令和8年3月18日（水曜日）								
◆開催の場所	第3委員会室								
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	
	森	覚	委員	佐藤憲和	委員	中島綾菜	委員	白石孝雄	委員
	平山杏香	委員	関一幸	委員					
◆欠席委員	なし								

◆協議事項	2月定例会最終日の運営について * 矢部委員の発議について
-------	----------------------------------

◆議事内容

午前9時30分開会

1 委員長報告について

一般会計予算特別委員長及び各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。

議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。

よって、審査が終了した議案を議題とし、同一の議事日程の中で、一般会計予算特別委員長報告及び各常任委員長報告を行うもの。 → 了解

○報告時期 → 議案の上程後に報告することを決定

※報告順序については、一般会計予算特別委員長、総務文教委員長、福祉子ども委員長、建設環境委員長

→ 了解

○質疑通告 → 委員長報告終了後に休憩し、受け付けることを決定
質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることを決定

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、委員長報告に対する質疑、討論についても同一の議事日程の中で行い、採決についても、一般会計予算（第7号議案）を含め、議案番号順に行う。

→ 了解

2 市長追加提出議案について

・第27号議案 令和8年度草加市一般会計補正予算（第1号）

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

→ 了解

○上程時期 → 市長提出議案の採決後に上程することを決定

○質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで受け付けることを決定

※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。

- 了解
- 質疑時間 → 答弁を含め80分以内とすることを決定
- 質疑時期 → 通告受付の休憩再開後とすることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採決 → 電子採決によることを決定

市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。 → 了解

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

3 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

- 報告時期 → 市長追加提出議案の採決後に報告することを決定
- 質疑通告 → 中間報告終了後に休憩し、受け付けることを決定
質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることを決定

(「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員提出議案について

・議第1号議案及び議第2号議案の2件(条例1件、意見書1件)

- 上程時期 → 特別委員長中間報告に対する質疑後に上程することを決定
- 質疑通告 → 説明終了後に休憩し、受け付けることを決定
- 委員会付託 → 省略することを決定
- 討論通告 → 委員会付託省略後に休憩し、受け付けることを決定
- 採決 → 電子採決によることを決定

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

5 閉会中の特定事件の委員会付託について

広報広聴委員長から、広報広聴委員会を閉会中も開催可能とするため、「議会広報及び広聴に関する事項について」を、閉会中の特定事件として、調査が終了するまで継続調査とすることにしたいとの申し出があった。 → 了解

6 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会定期総会〔4月30日(木)・埼玉県松伏町〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。 → 了解

7 退任者あいさつについて

「議会運営に関する申し合わせ事項」により、病院事業管理者が退職する場合は、退任者あいさつを行うことになっているが、矢内病院事業管理者は都合により出席できないため、開議前にあいさつを行いたい旨の申し出があった。

※議会運営委員会終了後、開議前に会派控室にあいさつさせていただく。

→ 了解

8 議事日程について

別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

※ 休憩箇所の確認 → 了解

9 その他

(1) 採決における注意事項について

2月17日及び3月4日に報告しているとおりの議場の採決システムの不具合が解消できていないため、本日の各議案の採決に当たっても、採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押ししてください）の前には押さないようお願いしたい。 → 了解

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。 → 了解

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が開催される可能性があることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

→ 了解

(3) 次会日程について

本会議終了後

・検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

→ 了解

* 矢部委員の発議について

※「議会運営に関する申し合わせ事項の2の(18)に「風聞、うわさに基づく発言は慎み、事実関係を十分に調査・確認してから発言すること。」という規定があるが、その規定の次に発言をする時は、事実関係をしっかり確認して、証拠等を用意した上で発言することを規定してほしい。

平野議員が一般質問で、市長の発言を引用し、市長が学校給食の民営化を実施する方向で検討を進めると発言していると言っていたが、調べたところそのような発言は見つけられなかった。本当は発言の取り消しについて申し入れたいところだが、調整に時間がかかるので、他人の発言を引用するのであれば、資料など根拠を用意した上で発言することを議会運営に関する申し合わせ事項に規定してほしい。」<矢部委員>

※「ただいまの矢部委員の意見について各会派の意見を伺いたい。」

<佐藤利器委員長>

※「持ち帰らせていただく。」<関委員>

※「持ち帰らせていただく。」<森委員>

※「発言の取り消しや議長注意を求めないのであれば、持ち帰らせていただく。」<佐藤憲和委員>

※「持ち帰らせていただく。」<中島委員>

→ 矢部委員の意見については、各会派に持ち帰り改めて協議することを決定

午前9時49分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 委員会審査結果表
 - ・ 市長追加提出議案
 - ・ 議員提出議案
 - ・ 議員の派遣
 - ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和8年3月18日（水）
午前9時30分 第3委員会室

2月定例会最終日の運営について

1 委員長報告について

一般会計予算特別委員長及び各常任委員長から議案の審査の結果について報告があった。

議案の委員会審査結果表は別紙のとおり。

よって、審査が終了した議案を議題とし、同一の議事日程の中で、一般会計予算特別委員長報告及び各常任委員長報告を行うもの。

- 報告時期 議案の上程後
※報告順序については、一般会計予算特別委員長、総務文教委員長、福祉子ども委員長、建設環境委員長
- 質疑通告 委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。
質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることにより、よろしいか御協議いただきたい。
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

なお、委員長報告に対する質疑、討論についても同一の議事日程の中で行い、採決についても、一般会計予算（第7号議案）を含め、議案番号順に行う。

2 市長追加提出議案について

- ・第27号議案 令和8年度草加市一般会計補正予算（第1号）

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

- 上程時期 市長提出議案の採決後
- 質疑通告 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から市長追加提出議案の説明終了後の休憩まで
※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。
- 質疑時間 答弁を含め80分以内
- 質疑時期 通告受付の休憩再開後
- 委員会付託 先例により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採決 電子採決

市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について御協議いただくため、質疑通告受付後に議会運営委員会を開催いただきたい。

（質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告について

「議会改革について」を調査中の議会改革特別委員長から中間報告を行いたい旨の申し出があったので、許可するもの。

- 報告時期 市長追加提出議案の採決後
- 質疑通告 中間報告終了後に休憩し、受け付ける。
質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすること
よろしいか御協議いただきたい。
(「続行」の声があれば、議事を流す。)

4 議員提出議案について

・議第1号議案及び議第2号議案の2件(条例1件、意見書1件)

- 上程時期 特別委員長中間報告に対する質疑後
- 質疑通告 説明終了後に休憩し、受け付ける。
- 委員会付託 先例により省略
- 討論通告 委員会付託省略後に休憩し、受け付ける。
- 採決 電子採決

(質疑・討論通告の休憩は、「続行」の声があれば、議事を流す。)

5 閉会中の特定事件の委員会付託について

広報広聴委員長から、広報広聴委員会を閉会中も開催可能とするため、「議会広報及び広聴に関する事項について」を、閉会中の特定事件として、調査が終了するまで継続調査とすることにしたいとの申し出があった。

6 議員の派遣について

別紙のとおり

東南部正副議長会定期総会〔4月30日(木)・埼玉県松伏町〕に議員を派遣するため、地方自治法及び会議規則の規定により、議決を行うもの。

7 退任者あいさつについて

「議会運営に関する申し合わせ事項」により、病院事業管理者が退職する場合は、退任者あいさつを行うことになっているが、矢内病院事業管理者は都合により出席できないため、開議前にあいさつを行いたい旨の申し出があった。

※議会運営委員会終了後、開議前に会派控室にあいさつさせていただく。

8 議事日程について

別紙議事日程のとおり

※ 休憩箇所の確認

9 その他

(1) 採決における注意事項について

2月17日及び3月4日に報告しているとおり議場の採決システムの不具合が解消できていないため、本日の各議案の採決に当たっても、採決開始（ボタン点灯）後、議長のコール（押してください）の前には押さないようお願いしたい。

また、ボタンを押した後は、正しく結果が反映されているかモニターを確認していただくようお願いしたい。

(2) 定例会閉会後の議場について

定例会閉会後の議場について、行事等が開催される可能性があることから紛失等防止のため自席の私物は置いたままにしないようお願いしたい。

(3) 次会日程について

本会議終了後

- ・ 検討事項「質疑・質問の時間及び回数等について」

令和8年草加市議会2月定例会

議案の委員会審査結果表

委員会名	付託件名	審査結果
一般会計 予算特別 委員会	第7号議案 令和8年度草加市一般会計予算	原案可決 (多数)
総務文教 委員会	第3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算(第11号)第1条 歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、自治文化部及び教育委員会に係る部分、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正中、教育委員会に係る部分、第5条 地方債の補正	原案可決 (全員)
	第17号議案 草加市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第18号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第19号議案 市長の給与の特例に関する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第26号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
福祉子ども 委員会	第3号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算(第11号)第1条 歳出中、福祉部、健康推進部及びこども未来部に係る部分、第4条 債務負担行為の補正中、こども未来部に係る部分	原案可決 (全員)
	第5号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (全員)
	第6号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (全員)
	第11号議案 令和8年度草加市国民健康保険特別会計予算	原案可決 (多数)
	第12号議案 令和8年度草加市介護保険特別会計予算	原案可決 (多数)
	第13号議案 令和8年度草加市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 (多数)
	第15号議案 令和8年度草加市立病院事業会計予算	原案可決 (全員)
	第21号議案 草加市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)
	第22号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (多数)

委員会名	付 託 件 名	審査結果
建設環境 委 員 会	第 3 号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第11号）第1条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第3条 繰越明許費の補正中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第4条 債務負担行為の補正中、市民生活部に係る部分	原案可決 (全員)
	第 4 号議案 令和7年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 (全員)
	第 8 号議案 令和8年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第 9 号議案 令和8年度草加市駐車場事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第10号議案 令和8年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算	原案可決 (全員)
	第14号議案 令和8年度草加市水道事業会計予算	原案可決 (全員)
	第16号議案 令和8年度草加市公共下水道事業会計予算	原案可決 (全員)
	第20号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第23号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)
	第24号議案 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全員)

令和 8 年 2 月 1 8 日 招 集

追加提出議案

草 加 市 議 会 2 月 定 例 会

議 案 目 次

第 2 7 号議案 令和 8 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）…………… 別添

令和 8 年 度

草 加 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

第 27 号議案

令和 8 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度草加市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,258 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97,173,258 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 17 日提出

埼玉県草加市長 瀬戸百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		4,459,791	10,258	4,470,049
	1 基金繰入金	4,397,001	10,258	4,407,259
歳入合計		97,163,000	10,258	97,173,258

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		6,901,855	10,258	6,912,113
	1 教育総務費	2,904,925	11,660	2,916,585
	2 小学校費	1,891,602	△1,402	1,890,200
歳 出	合 計	97,163,000	10,258	97,173,258

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

1 総括
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	4,459,791	10,258	4,470,049
歳入合計	97,163,000	10,258	97,173,258

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
10 教育費	6,901,855	10,258	6,912,113
歳出合計	97,163,000	10,258	97,173,258

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			10,258
			10,258

2 歳 入
(款) 18 繰 入 金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	4,088,203	10,258	4,098,461
計	4,397,001	10,258	4,407,259

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	10,258	財政調整基金繰入金

3 歳 出
(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3学校教育費	1,215,294	11,660	1,226,954				11,660
計	2,904,925	11,660	2,916,585				11,660

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

2教育振興費	48,227	△1,402	46,825				△1,402
計	1,891,602	△1,402	1,890,200				△1,402

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	11,660	◎学校給食管理運営事業 [学務課] ・学校給食食材費補助金	11,660 11,660

19 扶助費	△1,402	◎学校就学援助事業 (小学校) [学務課] ・扶助費	△1,402 △1,402

令和8年度草加市一般会計補正予算（第1号）

1 概 要

草加市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算総額 97,163,000 千円に、歳入歳出それぞれ 10,258 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 97,173,258 千円とするものであります。

その内容は、歳入については、繰入金の追加を行うものであり、歳出については、学校給食管理運営事業費の追加及び学校就学援助事業費（小学校）の減額を行うものであります。

2 歳 出 予 算 財 源 内 訳 一 覧 表
 (個 表)
 10款 教育費
 01項 教育総務費
 03目 学校教育費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
10 . 01 . 03	
	学校給食管理運営事業 [学務課] [補正理由] 令和 8 年 4 月に改定する学校給食費と給食費負担軽減交付金との差額を補助し、令和 8 年度の小学校の保護者負担をなくすものです。
10 . 02 . 02	
	学校就学援助事業 (小学校) [学務課] [補正理由] 令和 8 年 4 月に改定する学校給食費と給食費負担軽減交付金との差額を補助することに伴い、就学援助費を減額するものです。
	合 計

10款 教育費
 02項 小学校費
 02目 教育振興費

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
11,660					11,660
11,660					11,660
1,402					1,402
1,402					1,402
10,258					10,258

令和 8 年

草加市議会 2 月定例会

議員提出議案

草加市議会

令和8年3月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 田中宣光

賛成者 吉岡 健

〃 広田丈夫

〃 斉藤雄二

〃 菊地慶太

草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提 案 理 由

市議会議員と市との請負状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とし、草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定する必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

議第1号議案

草加市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、草加市議会議員（以下「議員」という。）が草加市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員（草加市に対し請負をする者又はその支配人である者に限る。次項において同じ。）は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における草加市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告等の公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正の届出を含む。）を、公表しなければならない。

2 議長は、前項の規定による公表に際し一覧を作成し、併せて公表しなければならない。

(報告等の保存)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

令和8年3月18日

草加市議会議長 鈴木由和様

提出者 斉藤雄二

賛成者 田中宣光

〃 吉岡 健

〃 広田丈夫

〃 菊地慶太

持続可能な地域医療体制の維持に向けた財政支援の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、草加市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

議第 2 号議案

持続可能な地域医療体制の維持に向けた財政支援の充実を求める意見書

埼玉県地域保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 に基づく「医療計画」であるとともに、政策的に関連の深い他の個別計画等をこの計画の中に組み込み、より一体的に保健医療施策を推進するための総合的な計画として位置づけられている。

また、県だけでなく、市町村や保健医療関係機関・団体等も含めて、推進すべき施策の方向性を示すものであるとともに、県民の自主的、積極的な行動を促す性格を有するものとされている。

埼玉県が定めた「第 8 次埼玉県地域保健医療計画」では、草加市は東部保健医療圏に分類され、さらに副次圏として北と南に分けられたうち、八潮市、三郷市、吉川市とともに「東部（南）保健医療圏」に位置づけられている。この圏域内の推計人口は令和 5 年 8 月 1 日時点で 55 万 6,072 人であり、草加市立病院は圏域唯一の災害拠点病院とされている。

一方、昨今の医療を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。物価上昇や人件費の増加に対し、診療報酬が十分に追いつかず、公立病院のみならず民間病院においても経営状況の悪化が指摘されている。草加市においても、草加市立病院への一般会計からの繰出金は令和 8 年度予算で臨時的措置を含め約 23 億 6,000 万円に達しており、財政を圧迫する要因となっている。

草加市立病院は、草加市民のみならず圏域住民の命と健康を守る中核的な役割を担っている。とりわけ、災害拠点病院としての機能や救急医療体制の維持は広域的な観点から支えるべきものであり、その負担を一地方自治体のみ委ねることには限界がある。地域保健医療計画に基づく圏域全体の医療提供体制を維持・確保していくためには、埼玉県が主体的な責任を果たし、必要な財政支援の仕組みを構築することが求められる。

よって埼玉県においては、持続可能な地域医療体制を維持するため、埼玉県の責任において各医療機関の役割及び規模に応じた財政支援策を構築するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 18 日

埼玉県草加市議会

埼玉県知事 様

議 員 の 派 遣

令和8年3月18日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 東南部正副議長会定期総会

- (1) 派遣目的 東南部正副議長会定期総会への出席
- (2) 派遣場所 埼玉県松伏町
- (3) 派遣期間 令和8年4月30日(木)
- (4) 派遣議員 金井俊治 議員

令和 8 年 草 加 市 議 会 2 月 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 9 日)

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水曜日)

午 前 1 0 時 開 議

- 1 開 議
- 2 議案の上程
- 3 委員長報告
 - △ 一般会計予算特別委員長報告
 - △ 総務文教委員長報告
 - △ 福祉子ども委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告
- 4 委員長報告に対する質疑 (質疑通告受付)
- 5 討 論 (討論通告受付)
- 6 採 決
- 7 市長追加提出議案の報告及び上程
- 8 市長追加提出議案の説明 (質疑通告受付)
- 9 市長追加提出議案に対する質疑
- 1 0 委員会付託省略 (討論通告受付)
- 1 1 討 論
- 1 2 採 決
- 1 3 閉会中の特定事件の特別委員長中間報告
 - △ 議会改革特別委員長報告 (質疑通告受付)
- 1 4 特別委員長中間報告に対する質疑
- 1 5 議員提出議案の報告及び上程
- 1 6 議員提出議案の説明 (質疑通告受付)
- 1 7 議員提出議案に対する質疑
- 1 8 委員会付託省略 (討論通告受付)
- 1 9 討 論
- 2 0 採 決
- 2 1 閉会中の特定事件の委員会付託
- 2 2 議員の派遣
- 2 3 市長あいさつ
- 2 4 閉 会